

貿易新體制の再認

在ボリビア 矢頭信雄

對第三國貿易

新體制

昭和十五年九月の日獨伊三

事時間解説の一部である、論者によつては「今頃に」

との評があることと思ふが、これらを再認してこそ内外

一如の體制も考へられるのである。

本稿はラ・パスに於て一部青年諸君に爲しつゝある經濟

確立綱領を契機として我國

貿易は米英依存を完全に脱却

し、高度の國防國家經濟制

度を確立するにはその

貿易政策が促進されたが

歐洲戦の機構は各國の貿易制

限、爲替管理の強化、船賃の

不足激化等情勢の變化甚しく

これに對應して後記の如く貿

易政策並機構は漸時整備され

たのであるから、各法令はそ

ぞぞれ割期的且つ時代的意義

を有するものである。

一、第三國向輸出國策機關

の設立(昭和十五年七月)

日本銀行の正貨準備中の三

億圓を割き同勘定を設定し

たものであつて、爲替銀行

が基盤を利用すればその

引當として買付出手形を

至二百萬圓の資本を以て相次

たのである、雜品原料の輸

入商が悉く爲替銀行に充分

な信用を許されるといふこ

とは事實不可能のことであ

る。東京資本一千萬圓乃

が基盤を利用すればその

引當として買付出手形を

至二百萬圓の資本を以て相次